

## 住民監査請求の結果の公表

### 第1 請求人

### 第2 請求書の提出

令和2年2月28日

### 第3 請求の要旨

県庁の障害者の雇用において、杜撰な対応が行われている。

X課の再任用職員A氏は、●年ほど前に病に倒れ障害が残ったが職場復帰し、α職として、その後継続的に、教育委員会Y課に在籍していた。

職員は、A氏がX課で体を倒して寝ている姿を目撃しており、人事課に「なぜ、このような人物を回したのか？」と相談があって当然である。こうした勤務状況が、●年前に発症した病気の後遺症であるならば、障害者手帳を持っているだろうから、A氏は、能力に応じた業務に従事し、それに見合った報酬を受け取るべきである。

したがって、A氏に対して、およそ●年前に発症してから今日に至るまで支給された給与及びY課にA氏を配置することで、追加配置されたβ職に支給された給与は、地方自治法第2条第14項に定める最少の経費で最大の効果の基本理念、及び地方公務員法第35条に定める勤務時間中の職務専念義務に違反し違法・不当であり、県に損害を与えている。

監査委員におかれては、群馬県知事に対し、本件不正行為につき実態の把握、原因究明、責任の明確化、及び再発防止に取り組む義務をきちんと行使するよう勧告し、さらに総務部人事課及び教育委員会の歴代幹部らに上記相当額の損害をA氏から回収したり、それが不可能な場合は自ら賠償したりする義務を負わせるよう、勧告することを求める。

### 第4 監査委員の判断（請求人に通知した内容）

#### 1 監査委員の判断

本件措置請求を却下する。

#### 2 理由

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第242条に規定する住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員における違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られている。

請求人は、本件措置請求において、能力及び業績以上の給与が支払われていること、並びに職員を追加配置したことが、地自法第242条第1項に規定する違法・不当な支出に当たり、地自法第2条第14項に定める最少の経費で最大の効果の基本理念及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条に定める職務専念義務に違反していることから、群馬県知事に対し、再任用職員A氏に係る群馬県に生じた損害を回収するよう求めていると解される。

しかしながら、本件措置請求は、総じて職員の任命及び人事管理上の問題として判断すべきであり、違法・不当な財務会計上の行為を対象としているとは認められない。

よって、本件措置請求は、その余を判断するまでもなく、地自法第242条第1項に規定する請求要件を欠き、不適法である。

以上